

平成31年3月29日認可  
令和元年9月27日変更

## 一般国道201号（八木山バイパス）に係る業務実施計画（その2）

### 1 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名

本業務実施計画の対象となる高速道路の路線名は、一般国道201号（八木山バイパス）とする。

### 2 会社が行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事の内容（修繕に係る工事にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）

新設又は改築に係る工事の内容は別紙1-1及び別紙1-2のとおりとする。

修繕に係る工事（機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容は、別紙2のとおりとする。

### 3 2の工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けこととなるものの限度額 新設又は改築に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けこととなる ものの限度額は、別紙1-1及び別紙1-2のとおりとする。

修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けこととなるものの限  
度額は、別紙3のとおりとする。

### 4 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であって、機構が会社から引き受けこととなる ものの限度額

別紙4のとおりとする。ただし、機構が西日本高速道路株式会社に対して機構法第12条第1項第  
5号の無利子貸付けを行った場合には、別紙4の額に当該無利子貸付けに係る額に相当する額を加え  
たものとする。

### 5 機構が会社に対して行う機構法第12条第1項第4号及び第6号（災害復旧に係る部分を除く。） の無利子貸付けの貸付計画

なし

### 6 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間

#### （1）機構が会社に貸し付ける道路資産の内容

高速道路を構成する敷地又は支壁その他の物件とする。

#### （2）機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付料の額

別紙5のとおりとする。ただし、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」という。）が別紙6  
の金額（以下「計画収入」という。）に計画収入の3%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基

準額」という。) を超えた場合には、別紙5の金額に、実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額とし、毎年度の実績収入が計画収入から計画収入の3%に相当する金額を減じた金額(以下「減算基準額」という。)を下回った場合には、別紙5の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とする。

(3) 機構が会社に貸し付ける道路資産の貸付期間

それぞれの道路資産が機構に帰属した日から令和3年9月30日とする。

7 機構の収支予算の明細

別紙7のとおりとする。

8 その他国土交通省令で定める事項

(1) 会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に関し必要な事項

機構は、高速道路の維持、修繕その他の管理の実施状況について、毎年度、西日本高速道路株式会社から報告を受けるものとし、必要に応じて実地に確認を行うことができるものとする。

(2) 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に関し必要な事項

機構は、西日本高速道路株式会社の経営努力により高速道路の新設、改築及び修繕に係る工事(あらかじめ西日本高速道路株式会社から提出され、機構が同意した修繕工事計画書に係る工事に限る。)に要する費用が縮減され、西日本高速道路株式会社から申請書により助成金交付の申請があった場合において、次に掲げる要件のいずれにも適合すると認めるときには、助成対象基準額(新設又は改築に係る工事にあっては別紙1-1及び別紙1-2の額、修繕に係る工事にあっては修繕工事計画書に記載の額をいう。以下同じ。)から当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が西日本高速道路株式会社から引き受けこととなるものの額を控除した額(西日本高速道路株式会社の経営努力によるものと認められた部分に限る。)の5割に相当する額を、助成金として西日本高速道路株式会社に交付するものとする。

①当該新設、改築又は修繕に係る工事に要する費用に係る債務であって、機構が西日本高速道路株式会社から引き受けこととなるものの額が助成対象基準額を下回るものであること。

②申請に係る工事に要する費用の縮減が西日本高速道路株式会社の経営努力によるものであること。

③申請書の記載事項が適正であること。

添付書類

別添1 一般国道201号(八木山バイパス)に関する協定(その2)

別添2 貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類

別添3 推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類